

「奈具社伝承」を通して

制度論から 齋藤英喜

天女と老夫との「信疑問答」が挿入されている本文（『元々集』）の、挿入されていない本文（『古事記裏書』『塵袋』）にたいする「表現」としての違いは、天女の追放→流離→鎮座という展開を、神話構造に還元されない話の内在的な意味性（主題）として保障することにあつた。それは、「後、老夫婦等天女に謂ひけらく—」以下の天女と老夫との葛藤・対立の場面に通底することで、〈地＝疑〉の人間にうらぎられる〈天＝信〉の天女の「かなし」「なげき」の心情を形象化（描写）した。この葛藤・対立を〈地の文〉で叙述している『大神宮参詣記』所載文と比較したとき、『風土記』本文が直接話法による〈会話〉の具体的な場面性を表出していることがわかる。が、このあとに続く追放→流離→鎮座の過程は、前半部で獲得された作中人物の絡みによる具体的な場面性が後退する。地名由来譚の連接で話は進行している。しかし、家を追われた天女の「天の原—」という歌が媒介されることで、追放→流離→鎮座、つまり天女の〈死〉から穀靈神（豊宇賀能売）としての〈再生〉という神話構造は、天女の「かなし」「なげき」の心情が「なぐし」という「平善き」状態に鎮められていくプロセスとして構成されていく。ここで〈地名由来—神託〉という様式は、天女の発した言葉をいわば〈心内語〉表現という方向へむかわせるのである。

かかる具合に、「奈具社伝承」は天女の「わが心」を軸とした構

成をとる。といったとき、「わが心」という心情世界は神話構造との対立、またはその喪失としてではなく、まさに心情世界の〈制度性〉から考えられねばならない。天女が「善く酒を釀み」ということと、老夫らにいとわれた「わが心」が「なぐし」くなつて、「豊宇賀能売命」として「社」に鎮座するという展開に、「応神記」の「…事無酒（許登那具志）笑酒に 我醉ひにけり」という歌謡を置いてみる。すると、天女の「なぐし」という「わが心」はヘコトナグシ——酒によって心が和ぐといった〈酒の靈力〉の表現ということになる。つまり「豊宇賀能売命」という神格は、〈酒の靈力〉が抽象化されたものなのだ。このように、神話構造の抽象度が高くなることは、逆に話そのものの個別性や具体性が要求される。具体的な話の展開によって、抽象性を支えねばならないからだ。ここに「わが心」を軸とした話の具体性の〈制度〉としてのありかたが見られる。

これは『律令』の〈法〉的な言語の構造と、ある種パラレルな位相をとる。たとえば「儀制令」の〈郷飲酒礼〉の条文において、〈酒の靈力〉は、「人をして長を尊び老を養ふ道を知らしめよ」といった儒教的イデオロギーへ抽象化される。と同時に、その抽象性は「春の時の祭田の日」といった原生的な共同体秩序を基底にし、それに支えられている。かかる構造は、古代律令制国家が村落共同体の基礎的な枠組みは解体させずに、その秩序の上層に〈國家〉という抽象を接ぎ木した、といふいわゆる〈アジア的形態〉という問題であった。言語表現における個別的・具体的な水準が、〈制度〉として許容された恣意性であることは、かかる国家編制—社会構造の問題とクロスしていると考えられる。